

大阪府認知症サポート事業所普及事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）の目的である認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現をめざして府が実施する「大阪府認知症サポート事業所普及事業」において認知症の人にやさしい取組を行う民間事業者が運営する事業所を登録するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「大阪府認知症サポート事業所」（以下「認知症サポート事業所」という。）とは、厚生労働省老健局計画課長通知平成18年7月12日老計発第0712001号「認知症サポーター等養成事業の実施について」で定める認知症サポーターの従業員における計画的な養成及び認知症の人にやさしい取組を実施し、認知症への適切な理解と対応に努める民間事業者が運営する事業所をいう。

(対象)

第3条 認知症サポート事業所の登録の対象は、法第7条において定める、府内に存する日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する民間事業者（暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。）が運営する事業所とし、法第6条において定める、府内に存する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所等は除く。

(登録基準)

第4条 認知症サポート事業所の登録基準については、次のとおりとする。

- (1) 事業所の長等が認知症サポーターであり、当該事業所の従業員における認知症サポーターの継続的な養成に取り組んでいる又は今後取り組む予定であること。
 - (2) 認知症の人にやさしい取組を実施していること。
- 2 登録基準については、必要に応じ、更新する場合がある。

(府及び認知症サポート事業所の役割)

第5条 府及び認知症サポート事業所は、相互に協働し、認知症の人にやさしい取組を行うことにより本事業を推進するものとする。

- 2 府は本事業の円滑な推進のために、次に掲げる事項を行うよう努める。
 - (1) 府民、市町村及び民間事業者等に対する本事業の周知

- (2) 認知症の人やその家族が、認知症サポート事業所の情報を簡便に検索できる仕組みの構築及び府ホームページ等を活用した認知症サポート事業所の情報の周知
 - (3) 民間事業者が認知症サポーター養成講座を受講しやすい環境の整備
- 3 認知症サポート事業所は本事業の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を行うよう努める。
- (1) 事業所の従業員における認知症サポーターの計画的な養成及び従業員に対する認知症サポーター養成講座受講時における業務上の配慮
 - (2) 認知症の人にやさしい取組の優先的な実施

(登録の手続き等)

- 第6条 登録を受けようとする民間事業者は、事業所ごとに、第4条第1項で定める登録基準を満たしていることを確認したうえで、府に対し、原則として府が別途指定する電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請するものとする。
- 2 府は、前項の規定による申請を受けたときは、内容について審査し、申請の内容が第4条第1項に定める登録基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る事業所について、登録を行うものとする。
- 3 府は、前項の規定により登録をしたときは、当該事業所に対し、登録した旨を通知するとともに、登録した旨を表象する登録証及びステッカーを別途、電子申請システムを通じて交付するものとする。
- 4 府は、第1項の申請が第4条第1項の登録基準に適合していないと認めるときは、当該申請のあった事業所に対し、登録しない旨を通知するものとする。
- 5 府が、第4条第2項に基づき登録基準を更新した場合においても、継続して認知症サポート事業所としての登録を希望する事業所は、府が別途通知する内容に基づき、登録基準に適合するための対策を行ったうえで必要な手続きを行うものとする。

(ステッカーの利用等)

- 第7条 認知症サポート事業所は、登録証及びステッカーを利用（事業所の利用者の見やすい場所に登録証及びステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、当該事業所に係る民間事業者や当該事業所の広報媒体等において「大阪府認知症サポート事業所」の名称を使用することができるものとする。

(変更の届出)

- 第8条 認知症サポート事業所は、事業所の名称、所在地等登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、原則として電子申請システムを使用して府に届け出るものとする。

(取組状況の報告)

- 第9条 認知症サポート事業所は、当該年度に実施した認知症の人にやさしい取組状況等

について、その翌年度の9月1日から10月31日までの間に、原則として別途、電子申請システムを使用して府に報告を行うものとする。

(調査等)

第10条 府は、必要があると認めるときは、認知症サポート事業所に対し、登録等に係る根拠書類について提出を求める等、登録内容等について調査を行うことができる。

(辞退の届出)

第11条 認知症サポート事業所は、第4条第1項に定める登録基準を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、原則として電子申請システムを使用して、登録の辞退について届け出るものとする。

2 前項の届出をした事業所は、遅滞なく、登録証及びステッカーの利用を中止のうえ、これらを廃棄し、「大阪府認知症サポート事業所」の名称の使用をやめなければならない。

(登録の取消し)

第12条 府は、次に掲げる場合に、登録を取り消すことができる。

- (1) 第9条に定める取組状況の報告について、府の再三にわたる督促等に応じず、報告書の提出がなされなかった場合
- (2) 第10条に定める府の調査等において、根拠書類の提出等について正当な理由なく拒否した場合
- (3) 第10条に定める府の調査等において、第4条第1項に定める登録基準を満たしていない又は満たさなくなったことを確認した場合において、当該基準を満たすための府の要請等に正当な理由なく応じず、別途、指示する期日までに必要な対応を講じなかった場合
- (4) 公序良俗に反する活動を行う場合又はそのおそれのある場合
- (5) その他府が登録しないことが適当と認める場合

2 府は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業所に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項により、登録を取り消された事業所は、遅滞なく、登録証及びステッカーの利用を中止のうえ、これらを廃棄し、「大阪府認知症サポート事業所」の名称の使用をやめなければならない。

(登録情報の活用)

第13条 府は、認知症サポート事業所の登録により得た情報（府のホームページ等で公表しない情報等も含む。）について、本事業の利用目的以外に、必要に応じて府が実施する認知症施策の推進のために利用するほか、府内市町村が認知症施策の推進のために当該

登録情報を必要とする場合は、府内市町村に対し提供する場合がある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して、必要な事項は別途定めることとする。

附則

この要綱は令和6年9月1日から施行する。

ただし、第9条は令和7年度の取組状況の報告の時期（令和8年9月）から適用する。